

別紙 1 - 1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 ISMATOV Aziz

論 文 題 目

Citizenship Regulation in the Republics of the Former USSR
Territory; an International Legal Study in Nationality and
Statelessness

〔和訳〕 旧ソ連邦領内諸共和国における市民権規制
——国籍と無国籍についての国際法的研究——

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 小畑 郁

名古屋大学大学院法学研究科教授 水島朋則

名古屋大学大学院法学研究科教授 横溝 大

論文審査の結果の要旨

別紙 1-2

I 本論文の概要

1991年のソ連邦崩壊によって、それまでソ連邦市民であり、ソ連邦パスポートを保持していた2億8,500万人ほどの国籍は、一挙に不安定状態に陥った。ロシア連邦と消滅したソ連邦との法的関係は明確ではなく、また、他の諸共和国も、それぞれ別々の市民権法を制定していったので、それまでと同様の地位を享受しうるかどうかは、定まっていなかったのである。結果として、バルト諸国を中心に多くの法上・事実上の無国籍者が生ずることになったが、それ以外にも、この混乱状態からパスポートの交付拒否といった不利益を被った人々は多い。

このような状態は、こうした人々に影響を与えたのみならず、旧ソ連邦領域内諸共和国（どうしてこのような表現をするかは後述）相互の間とりわけロシアとの間の緊張関係を生じ、また、旧チェコスロヴァキア、旧ユーゴスラビアなど、同様の問題とも相まって、西ヨーロッパ諸国にも懸念材料であった。居住権が不明確になった人々が、西側に大規模に流入する事態も予想されたからである。

ところで、伝統的には、国籍に関する国際法の規制はきわめて弱く、国籍は、典型的な国内管轄事項であると考えられてきた。しかし、上記のような懸念・関心を背景に、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)も関連分野・地域で活発に活動するようになり、国連国際法委員会や欧州評議会(Council of Europe)でも国際基準作りが試みられるようになってきた。これに伴い、そもそも国籍と国際法との関わり自体についても再検討が迫られる理論状況になっている。なお、旧ソ連邦などでは、一般に国家への包括的所属を表す語として市民権(英語では **citizenship**)という表現が用いられているが、国際法・比較法の世界では同様の地位を示すものとして国籍(**nationality**)という言葉が用いられている。この用語の相違は、深掘りすれば理論的問題を提起しうるものであるが、一般的には重要であるとは考えられておらず、本学位請求論文でも互換的に用いられている。

このように、本論文の対象である旧ソ連邦領域内諸共和国における国籍法制については、実務的観点からの関心が寄せられるようになり、理論的研究も現れつつある。しかし、実際には、この問題についての研究は、西欧的視点からのものに偏っており、直接当事者である旧ソ連邦領域内諸共和国内部の視点からの研究は、一般的なものとしては、皆無と行ってよかった。またこの偏りは、ロシア語資料・文献の利用が不十分という問題をも引き起こしていた。このような状況のなかで、本論文は、ウズベキスタン出身の執筆者により、ロシア語の一次資料・文献をも用いて書かれたものであり、このこと自体が、研究の一段階を画するといってもよい。

本論文は、序論・結論のほか、4章で構成されており、国際法の国籍規制についての「規範的枠組み」を分析する第1章のほかは、国別の構成となっている。第2

章は「ロシア連邦」、第3章は「バルト諸国」として、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、第4章は「中央アジア」として、ウズベキスタン、キルギス共和国、カザフスタン、を順次扱っている。ただし、関連の強い国別の研究のなかに、実際には複数の国にまたがる問題を「事例研究」として、メスヘティア・トルコ人、「クリミア・タタール人、キルギス共和国におけるタジク人難民といった問題が取り上げられており、また、ヨーロッパ人権裁判所のケースが関連箇所に取り上げられている。

まず序論では、上記の問題の背景が、旧ユーゴスラビアやチェコスロヴァキアで生じた問題とも比較しながら、また比較的詳しい先行研究のレビューを付して述べられる。ここでは、無国籍問題に示される旧ソ連邦市民の不安定な地位の問題を強調しつつ、各国の国籍法とその実務の分析を出発点として、国際法規範との関係の分析に進むという本論文のアプローチが示される。また、従来の英語による研究においては、これらの国々（とりわけロシア連邦や中央アジア諸共和国）への関心が稀薄であること、これらの国々を取り扱う例外的文献でも、ロシア語の利用は必ずしも十分ではなく、またソ連時代から継承した法制度に十分な注意を払っていないこと、などが指摘され、それに対する本論文の独自性が強調されている。

次に第1章では、まず、1954年の無国籍者の地位に関する条約および1961年の無国籍の削減に関する条約を取り上げる。これらの条約は、無国籍問題に国際社会が取り組んだものとして大きな意義を有するが、国家解体の場合をカバーする規定はなく、また、とくに難民条約（1951年の難民の地位に関する条約）と比較して締約国の数が少なく、UNHCRの無国籍者に対する権限も曖昧な部分を大幅に残している。つぎに、1997年のヨーロッパ国籍条約は、ロシア・東欧の状況をも念頭に置いて作成されたが、一般的原則の確認という側面が強く、また実施機関を有しないという大きな弱点があった。

2006年の「国家承継との関連での無国籍の防止に関する欧州評議会条約」は、無国籍を防止するために承継国が領域内に常居所地を有する者に国籍を付与する義務と、先行国がその国民に国籍を維持する義務を規定し、国家承継の場合に無国籍を防止するために実効的と思われる規則を規定した。この規定は画期的であるが、ヨーロッパ人権裁判所のクリッチ(Kuric)ほか事件の判決（大法廷、2012年）を検討すると、同裁判所は、この規定をヨーロッパ人権条約基準とは考えていないことが分かるという。

ロシア連邦を取り扱う第2章では、まずソ連邦時代の国籍法制が、関連する居住地登録制度(Propiska)などともに検討される。居住地登録制度は、ソ連邦崩壊後の各国の国籍法実務で重要な役割を果たすことになる。現在の国籍法の規定と実務を検討した上で、その基礎となるロシア連邦の国際法上の地位を分析する。ロシア連

邦は、国連安保理常任理事国としての地位などとの関係では、ソ連邦の継続国家としての性格を明確に有する。ここからは、ソ連邦市民にロシア連邦市民としての地位を自動的に認めるべき道義的責任を有するが、こうした性格を貫くと他のソ連邦領域内諸共和国との緊張関係を生ずる。実際のロシア連邦の国籍法実務は、ロシア領域外に居住していた旧ソ連邦市民に簡易帰化制度を適用するなど、寛容な政策を示す局面もあれば、彼らにパスポート交付を拒否する事例があるなど、揺れ動いているが、それはこうした曖昧なロシア連邦の法的性格に由来している。ロシア語重視などの広い意味でのエスニシティを重視する傾向もあるが、これが必ずしも支配的にはなっていない。

第3章で取り扱われるバルト諸国では、他のソ連邦領域内諸共和国とは大幅に異なる実行が展開している。バルト3国は、ソ連邦編入を違法で無効と考え、いずれも戦間期に存在していた共和国の継続国家であると自己規定している。エストニアとラトヴィアは、そうした性格付けを直接国籍法制にも適用し、ソ連邦に編入される直前の市民とその子孫に国籍を認め、ソ連邦時代に移住してきた多くのロシア語話者とその子孫は、無国籍となった。リトアニアは、従来からの住民が容易に国籍を取得できる制度を採用したが、それでも完全に平等な扱いをしているわけではない。エストニアとラトヴィアでは、とくに前者では、国際的圧力により、「非市民」の国籍取得を容易にする改革が進められてきたが、欧米では、継続国家の法理自体は支持され、2～3割の住民を無国籍状態においたことそれ自体への批判は、もっぱらロシア側からなされている。

第4章では、中央アジアの諸共和国のうち、ウズベキスタン、キルギス共和国、カザフスタンが採りあげられる。これらの共和国では、独立時における住民に国籍を付与する「ゼロ・オプション」政策が採られており、住民であるかどうかは、旧来の居住地登録制度によって決定されるので、無国籍問題は生じないように思われる。しかし、実際には、現実に居住しているという要件の付加により、さらには、スターリン時代に集団的に強制移住させられた人々がソ連邦崩壊に伴い故郷への移動をはじめていたことにより、多くの人々が無国籍ないし無国籍状態におかれることになった。こうした問題の解決には、UNHCRなどの国際機関も関わっているが、最終的には、関係諸共和国間の合意により、解決の方向に向かう例が多い。

結論では、国別の研究がまとめられ、さらに、第1章で検討された国際的な文書の有効性を簡単に検討することで、論文を締めくくっている。それによると、これらの文書は、総じて実効的とは評価できない、という。2006年の欧州評議会条約は、一見完璧な一連の規則を定めているように見えるが、ロシア連邦のように継続国家と承継国家の間で国家の性格が曖昧である場合、バルト諸国のように継続国家の法理と結びついた民族的悲劇とそれに伴う緊張関係が持続する場合、さらには中央ア

ジア諸共和国のように、「ゼロ・オプション」に基づく同様の規則が適用された場合にすら、細かな違いや「現実の居住」要件が、散発的ではあるが、多くの無国籍を生じさせるのである。結局、旧ソ連邦領域内諸共和国における無国籍や国籍の不安定状態を解決するために、単純で簡単な解決方法はなく、個別の共和国間合意に基づいて各国籍法の調整を進めていくのが、もっとも有効なアプローチであるといえる。

II 本論文の評価

学位申請者である Aziz ISMATOV 氏は、国際法政コース（英語コース）博士後期課程 3 年の学生である。ISMATOV 氏は、2009 年 10 月に本研究科博士前期課程に入学し、同課程を修了（修士（比較法学）取得）後、直ちに進学し、3 年で本論文を博士学位請求論文として提出した。

なお、本論文には、参考論文として、修士論文を基にしたものとウズベキスタンにおける権力分立についての国際会議提出ペーパーが付されているが、「併せて一本」方式の審査を求めるものでなく、本論文一本による審査の方式である。もっとも、このように積極的に発表の機会を利用しているということには留意しておきたい。

ISMATOV 氏は、ウズベキスタンの世界経済外交大学出身で、最初の関心は、国際移民(international migration)問題にあった。ウズベキスタンで移民や広い意味での難民の問題に触れる機会があったからである。もちろんこのテーマは、伝統的に各国家が国内法で主権的に規律しており、国際法的なアプローチが難しいものであったということもあり、修士論文では、「無国籍との関係での UNHCR の権限の展開」をテーマとして選択した。こうした元々の関心や博士前期課程での研究の基礎の上に、また、ロシア語の知識が生かせるテーマとして、旧ソ連邦領域諸共和国の国籍法規制を博士申請論文のテーマとして選択したのである。本論文が内容的にどれほど成功しているかは別として、このテーマ選択には、自らの生きてきた社会における問題を学問的に昇華させようという意欲が認められる。

博士（比較法学）の学位請求論文については、①広義の「アジア法整備支援」にかかわる理論的・実務的問題の発見・解決に貢献していること、②主として比較法学・比較政治学的方法によっていること（ただし、国際関係を専攻する場合には、国際文書・国際機関の実行等の分析であっても、国内法・国内政治への応用可能性を念頭においたものであればよい）、③母語以外の言語資料を用いていること、④問題設定が明確で設定した問題に対するそれなりの回答が出されていること、⑤独自の研究であること、⑥論理が堅固であること、という基準が用いられる。以下、これらの基準に照らして、評価を述べる

1. 学問的寄与

上で述べたように、近年の関連動向において、旧ソ連・東欧地域は一つの焦点となっている。それはこの地域で比較的大規模な無国籍やそれに準ずる不安定状況が存在したからであり、西ヨーロッパの側でも、大量の脱出圧力が生ずる危険があるがゆえに、それなりの取り組みが存在していた。

しかし、肝心の旧ソ連・東欧地域発の研究は、存在していても断片的で、英語を中心とした研究には十分反映されておらず、むしろ、両者の間には深い溝が存在していた。もっとも、国籍については、近年 **Rogers Burbaker** に代表されるように主として社会学や歴史学からアプローチする移民研究が比較的盛んに取り扱ってきており、たとえばエストニア・ラトヴィアの国籍法制についての研究は、むしろ法学以外の観点から盛んになされてきた。しかし、法学の立場からの国籍法研究、とりわけ旧ソ連・東欧圏の法制研究は、それほど盛んにされているわけではなく、一般には、英語の研究がいくつか知られている程度である。社会学・歴史学の研究においては、当然のことながら国内法や条約のテキストや裁判所の判例の分析が厳密な形ではされていない。その背後には、実証的な検証をすることなく、法の作用はほとんど意味を有しないという予断があるように思われる。

このような研究動向のなかで、本研究は、既存の研究におけるいくつかのギャップを埋めるものとなっている。つまり、旧ソ連地域の動向をロシア語の資料・文献をも踏まえて法学的に分析しているからである。

法的資料の渉猟は相当程度徹底的であり、それは、「一般国際条約・文書」、「各国毎の法資料」、「CIS [「独立国家共同体」] 地域条約・文書」「判例」などと分類して掲示している **Bibliography** (この部分だけで 11 頁を費やしている) にまず反映している。さらに、こうした法文書の適用が問題となった具体的事例・判例も積極的に採りあげて分析対象としている。ここで、方法としては堅固な(国際法の分析を踏まえた)比較法的アプローチが採られていることが分かる。

社会学や歴史学からのアプローチにおいては、特定の国の国家的統合のあり方を一定のモデル (**civic or ethnic**) との関係で評価することを試み、その際に国籍法制を分析対象とするという方法が採られることが多いが、本論文では、そうしたモデル論の影響も認められるが、あくまで各国の国籍法制が出発点であり、それを国際法的な国家性と結びつけて論じる点にその第 1 の特徴がある。もっとも、たとえば、エストニア・ラトヴィアの国籍法制が、国家性についての自己規定(戦間期の諸共和国の継続国家たる性格)と結びついていることは、比較的よく知られている。本論文に特徴的なのは、それとの関係が稀薄とされているリトアニアについても、国籍法制のなかに、そうした自己規定が投影していることが示されていることである。

この特徴が、もっとも生かされているのが、ロシア連邦についての部分であり、その国籍法制が揺れ動いていることが分析され、それが、ロシアのいわば「二重の国家性」と構造的な結びつきを有すると主張されているのである。つまり、ロシアは、ソ連邦の安保理常任理事国として地位などを、特段の手續なしに受け継ぎ、この面からは、ソ連邦の継続国家たる性格を認められているといえるが、他方で、事実の経過からすれば、ソ連邦を構成していた一共和国の人格をそのまま受け継いでおり、とくに他の旧ソ連邦領域内諸共和国との関係では、同等の立場を強調せざるを得ない側面を有する。そのことは、バルト諸国やウクライナとの関係で、旧ソ連邦市民に対して、ロシア連邦市民やそれに準ずる地位を主張する場合に生ずる緊張関係から明らかである。本論文におけるこの分析からは、ロシア連邦の旧ソ連邦市民に対する政策を、単純に、民族主義的傾向あるいはエスニシティや言語による統合への回帰、ましてや「帝国の復活」と評価することができない、という帰結が導かれるのである。ここに本論文の一つの学問的寄与が認められる。

第2に、こうした旧ソ連邦領域内での動きの分析を踏まえて、それらも念頭において作成された欧米からの国際法的アプローチの評価が試みられている。とくに欧州評議会で作成された二つの条約は、とりわけ1990年代以降の旧ソ連・東欧圏内の国籍の安定化を図ろうとしたもので、とくに2006年の「国家承継との関係での無国籍の防止に関する条約」は、この地域の事態に対して、直接規律しうる法原則を規定しようとしたものであった。しかし、本論文では、こうした法原則がミスマッチしている事態が明らかにされる。つまり、こうした文書は、継続国家を主張する場合（バルト諸国）には手がかりを失い、また継続国家たる性格と一承継国たる性格という「二重の国家性」に揺れ動く場合（ロシア連邦）には、単純な適用ができないという事態に陥っている。さらに、2006年条約の規定と符合する「ゼロ・オプション」政策を採る中央アジア諸共和国でも、基準日の設定等の技術的要素もさることながら、ソ連邦崩壊で流動化する人々への現住要件の適用といった事情から、無国籍（状態）の問題が生じているのである。本論文は、こうした所見を踏まえて、国際基準を「西から」波及させることには、ほとんど効果がなく、個別の共和国間合意に基づいて各国籍法の調整を進めていくのが、もっとも有効なアプローチであるといえる、としている。この解決方法で満足するかどうかは別として、申請者としては、多くの解決方法の可能性を検討した上で、このような結論に至ったことが、口述試験の過程でも確かめられた。また、本論文の記述としても、既存の国際基準の弱点を具体的に指摘し、単純で容易な解決策はないとしている点には、強い説得力がある。この点に、本論文の第2の学問的寄与が認められる。

以上から、基準①から⑥をすべて満たすと考えて良いであろう。体制移行国の問題について（①）、（国際法の分析を踏まえて）比較法的に（②）、母語でない英語も

用いて (③)、それなりの論理的説得力をもって (⑥)、オリジナリティのある研究をすすめる (⑤)、(後で述べるようにこの点が一番の問題ではあるが) 設定した問題に対するそれなりの回答が一応出されている (④)、からである。

2. 本論文の問題点およびそれに対する評価

他方、本論文にも無視できない問題点がある。最大の問題は、問題設定の適切な定式化ができていないことである。

旧ソ連邦領域内共和国の国籍法については、バルト諸国のそれを中心に多くの(英語による、主として社会学・歴史学からの)研究があり、他方で、法的な分析の基礎資料となるものはロシア語のものも含めれば膨大な量になる。採りあげられた事例・判例については、それぞれの一次資料と文献がある。全体してみれば、これらを網羅的に採りあげ、分析することにエネルギーが費やされ、道に迷っている印象がある。本論文を通読すると、その過程では、情報量豊かなものであることは分かるが、何を言いたいのか十分示されないまま、いろいろなことが述べられている印象をぬぐえない。

さらに、本論文の序論では、各国籍法とその背景を分析して、それらを動かしている動因を探ること、すなわち、民族的アイデンティティ、旧ソ連時代からの遺産(legacy)、ヨーロッパ法の影響を評価すること、それを通じて、国籍の不安定状況に対処する他の方策を考えること、が **research questions** として提示されている(12-13頁)。これらの **questions** はむしろ論文がとる手法というべきものであり、またそれらに対する整理された回答は、結論部分にはない。客観的に本論文を観察すれば、最後の **Final Remarks** に示されているように、西欧起源の国際基準が旧ソ連邦領域内共和国にどれほど有効かを確かめ、代案となりうる解決策を検討する、というのが、本論文が提起する主たる問題であって、その問題の検討の過程で、各共和国の国籍法の動態をとりわけ各国の国家性との関係に留意しつつ分析するという方法を採用、というように定式化すべきであったと思われる。

この問題点について、審査委員会では慎重に審議した。たしかに、本論文では、全体を貫く問題設定について、執筆者自身が十分に自覚的ではなく、それが全体としてまとまりのない構成となっている主たる原因となっている。せめて、**research questions** は、**Final Remarks** と平仄をあわせて書き直すべきであったと考えられる。

他方、この点は、博士課程修了を認めるのに致命的な欠陥とまで評価されるものではない。筆者は、あらかじめ結論を提示するような構成には最初から懐疑的であり、これは、モデルへの当てはめを過剰に意識しがちな既存の社会学・歴史学からの国籍法研究との関係でも、尊重すべき態度である。筆者がたどり着いた「単純で

安易な解決策はない」ということは、ある意味では刺激に乏しい陳腐な結論ではあるが、それが現状であるならば、洗練された問題提起は、かえって手順を尽くして情報量豊かな大部の論文を書き進める上では、障害となったかもしれない。その意味では、問題設定の定式化が不十分・不適切であったという欠陥は、本論文の最大の独自性である法的な資料を最大限生かして分析を進めるという手法の、副作用であったともいえる。つまり、今後の研究者としての成長を考えると、この欠陥をあまりに厳しく指摘するよりも、手法の堅実性とそれを支える学問的な廉直性を評価する方が、より適切な態度であると考えられるのである。

このような考慮から、また、定式化は不十分であっても客観的にみれば問題設定は明確であると解釈できることから、こうした欠陥にもかかわらず、本論文は、全体として、④の基準を満たしていると評価できると考えた。

3 結論

本論文は、旧ソ連・東欧圏に生じている深刻な実践的課題とそれに対する既存の国際法的な対応について、関連性ある法的素材の非常に広範な渉猟・分析を通じて、幅広い検討を加え、それなりに説得力ある結論を導き出したものである。上に指摘したように、論文の完成度という点では問題は残されているが、それは今後の成長を期待できる要素でもある。以上から、本論文は、上記基準のすべてを満たしているものと評価してよいと思われる。

審査委員会は、一致して、本論文が博士（比較法学）の学位を授与するにふさわしいものであるという結論に達した。

以上